料水準(10アール当り)は、次の締結された賃貸借契約による賃借 る場合の目安となるよう、地域のにより農地の賃貸借契約を締結す とおりですので、 賃借料情報を提供しています。 令和2年1月から12月までに 農業委員会では、 賃貸借契約を締 地 法 の規定

> 注意ください。 結する際の参考にしてください。

賃借料を引き上げる恐れがありま料で締結しようとすると、周辺のなお、平均額の2倍以上の賃借 行うことになっていますので、 農業委員会は指導を

普通畑 1

實質料情報 農地区分図

高台地区

忠耀地区

1.07					
地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	
幕別地区(低台)	8,600(↓)	12,000	4,700	6 5	
幕別地区(高台)	7,800(↑)	12,000	3,500	2 0 4	
忠類地区	3,800(↑)	5,100	2,600	7 0	

2 牧草畑

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	5,100(→)	7,700	4,000	なし
幕別地区(高台)	3,700(\dagger)	5,000	3,000	6
忠類地区	2,800(↑)	3,000	2,500	1 3

※牧草畑:幕別地区(低台)は、事例がないため平成23年の賃借料としています。

○幕別地区(低台):新川の一部、明野の一部、軍岡の一部、相川、猿別の一部、千住の一部、

依田の一部、途別の一部、幕別・札内市街地

○幕別地区(高台):上記地区と忠類地区を除いた地区